

民事判決情報データベース化検討会

第15回会議議事録

第1 日時 令和6年6月27日（木） 自 午後2時
至 午後4時

第2 場所 オンライン開催

第3 議事

- 1 開会
- 2 パブリックコメントの結果について
- 3 提出された意見に基づく検討
- 4 閉会

議 事

山本座長：

それでは、定刻となりましたので、ただ今から民事判決情報データベース化検討会第 15 回の会議を開会したいと思います。

パブリックコメント等の関係があり、少しこの間、期間が開きましたけれども、本日も御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は所用のため楠松委員、山田委員、湯浅委員が御欠席ということを伺っております。

それでは、本日の議事に入る前に、配布資料等について事務局から確認をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。資料の確認をさせていただきます。

資料 1 は「民事判決情報データベース化検討会について」でございます。こちらは委員の交代に伴い、本日時点の情報として更新したものでございます。

資料 2 は事務局作成資料でございます。パブリックコメントにおいて寄せられた御意見に基づき、個別に御議論いただきたい論点等をまとめたものでございますが、詳細につきましては、議事の中で御説明させていただきます。

資料 3 は民事判決情報データベース化検討会報告書（素案）について実施したパブリックコメントにおいて寄せられた御意見を取りまとめたものでございます。なお、本資料の右側には御意見に対する考え方という欄を設けておりますが、いただいた御意見については、本日の検討会で検討すべき事項を提示するものがございましたため、本日、これらの御意見に基づいて御議論いただき、その結果を踏まえまして、この御意見に対する考え方の欄に追記していきたいと考えております。

また、参考資料を 5 点配布しております。参考資料 1 から 3 までは、パブリックコメントの手続において御提出いただいた意見書になります。

参考資料 1 は日本弁護士連合会から、参考資料 2 は公益財団法人日弁連法務研究財団から、参考資料 3 は日本司法書士会連合会から、それぞれ御提出いただきました。

いただいた御意見については、資料 3 に取りまとめておりますが、これら 3 つの御意見につきましては、紙幅の都合上、御紹介しきれなかった部分がございますため、全文を本検討会の参考資料とさせていただいたものでございます。

参考資料 4 及び 5 は民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する中間試案の補足説明及び民事訴訟法（IT 化関係）等の改正に関する要綱を抜粋したものでございます。議事の御参考としていただければと存じます。

最後に会議用資料として、次回以降の日程等について記載したものを配付しております。資料の確認は以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。続きまして、前回、委員の交代について事務局からアナウン

スがあったところですが、本日から、杉村委員に代わり、井崎淳二委員に御出席をいただいております。井崎委員から簡単な自己紹介をお願いいたします。

井崎委員：

東京弁護士会の55期となります。井崎淳二と申します。現在、日弁連の方で事務次長を仰せつかっておりまして、杉村委員の後任として事務次長となりました関係で今回から委員として参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

山本座長：

どうかよろしくお願いいたします。それでは本日の議事に入りたいと思います。本日はまず事務局からパブリックコメントの結果について簡単に御報告をしていただき、資料2に示された3つの論点について、その後、御議論をいただきたいと思います。まずは事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。今、事務局作成資料を画面共有させていただいております。資料のスライド2を御覧ください。丸の2つ目に本日の会議内容とこの資料の概要を記載しております。本日はパブリックコメントの結果について概要を説明した後、寄せられた御意見に基づき御議論をお願いしたいと思っております。

スライド3を御覧ください。パブリックコメントの結果概要をお示ししております。

前回の検討会で御議論いただいた民事判決情報データベース化検討会報告書素案につきまして、本年の3月29日から5月10日までの約1か月の間、インターネット上のフォーム等を利用し、御意見を募集しました。個人・団体を合わせて19の方から御意見をいただきました。これを項目ごとに整理いたしますと、128件になろうかと存じます。なお、お寄せいただいた御意見の内容は、本日お配りしております資料3のとおりとなります。今後、御意見に対する考え方欄の検討・追記に当たりまして更に要約等を行う可能性がございますが、この点は御容赦いただければと存じます。

続きまして、スライド4を御覧ください。パブリックコメントにおいてお寄せいただいた御意見には本検討会で取り上げるべき検討項目をお示しいただいたものがいくつかございました。このうち、これまでに本検討会において取り上げてこなかったものにつき、今回、皆様に御議論いただきたく3つの論点としてまとめております。

では、スライド5を御覧ください。まず、論点の1つ目について説明させていただきます。論点1は基幹データベースの収録の対象に関するものです。パブリックコメントでは電子裁判書の内容のみならず、当事者から提出された訴訟資料を含めて利活用に供すべきではないか、との御意見がありましたので、この点の御検討をお願いするものです。

スライド6を御覧ください。御意見の内容、理由等はこちらのスライドに記載したとおりでございますが、事案に即した判例研究などの利用の必要性等を挙げて、訴訟資料も含めて利活用に供すべきではないか、という趣旨の御意見になっております。

スライド7を御覧ください。これまで本検討会では検討の対象を改正民事訴訟法の規

定に基づき作成される電子裁判書としてまいりましたが、議論の過程では準備書面等の訴訟資料に含まれる情報が裁判の理解に役立つことがあるのではないか、との視点が示されたこともありました。ただ、当事者の提出する主張書面には関連事実として様々な事実関係が主張されることがあるというほか、証拠においては個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報等がより直接的な形で記載されることも多くあるため、電子裁判書にとどまらず、訴訟資料を含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供するとなった場合には、当事者等の訴訟活動に萎縮的効果が生じるのではないか、ということが懸念されます。この点に関連しまして、法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会の議論を見ましても、利害関係のない第三者に裁判所外の端末から訴訟記録の閲覧を認めるかどうか、という点で、プライバシーや個人情報流出するおそれが高まり、訴えの提起をちゅうちょさせてしまうのではないか、などといった意見が出され、要綱では当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、裁判所外の端末を用いた閲覧等を可能とする内容の規律を設けるということになりました。また、こうした懸念について、仮名化をすることによって一定程度払拭できる可能性はあるものの、訴訟記録は分量がかなり多く、これを全て仮名化してデータベースとして提供するとなった場合の作業量は、電子裁判書を対象とした場合に比して、膨大なものになるということが予想されます。そうすると、基幹データベースに収録する対象としては、電子裁判書の内容と、いわゆるメタデータに限る。訴訟資料に関しては、当面の間、収録の対象としないのが適切ではないかと考えられますが、この点についての御議論をお願いしたいというものでございます。

スライド8に論点1を再掲させていただきます。御議論のほど、よろしくお願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、まずこの論点1、基幹データベースに収録する情報の範囲について、パブリックコメントでは、今、御紹介がありましたとおり、電子裁判書の内容のみならず、当事者から提出された訴訟資料も含めてはどうか、という御意見があったということでもありますけれども、この点につきましてどなたからでも結構ですので、御意見、御質問、コメント、何でも結構ですので御発言をいただければと思います。町村委員お願いいたします。

町村委員：

町村です。基本的には賛成の意見ですけれども、「当面の間」と、この論点1に書かれているように、将来的には訴訟資料といいますか、訴訟記録はAIなどの分析データとしては、非常に有用なものだと考えられますし、そういった利用の仕方が具体化してきたときには、見直す可能性があるということが、この「当面の間」というところに込められているのかな、と理解をしております。ただちに、これを公開することのネガティブな意見の理由付けとして、やっぱり主張書面となりますと、一方的な主張ですから、その裏付け

があるものというわけでは必ずしもないわけで、そうすると非常に誹謗中傷とか、あるいはフェイクな情報とか、そういったものを含んでいる可能性を排除できないし、それが基幹データベースからもらった情報ということで独り歩きするというのは、やっぱり望ましくないということになると、そのような懸念を排除するというのが現在の仕組みではちょっと考えにくいので、少なくとも現在は無理かなと、そのように考えているところで。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは増田委員お願いいたします。

増田委員：

全相協の増田でございます。私もこの御回答については賛成しております。「当面の間」のところの考え方について、すみません、町村先生と違うのですがけれども、私は「当面の間」ではなく、できましたら、ずっとこの考え方で進めていただきたいというふうに考えておまして、例えば、今後システムとか容量の問題が解決して、膨大な訴訟記録がちゃんと処理ができて、ちゃんと保存ができるというような時代になってきた時に、この「当面の間」というのがなくなると、また再度検討するということになると思います。そもそも訴訟自体は、公のためにするケースもありますけど、基本的には自分の利益の実現のために起こすということが、ほとんどだというふうに思います。そこにハードルを課すということになるのはちょっと問題であるのではないかということと、それから、企業を相手に訴訟を起こすこともありますけれども、そうした場合、必要な、非常に重要な、ことを開示していただくことができるのが唯一裁判という場だと思うのですが、そうした場合において、そのようなものが開示されにくくなるというようなことも考えられますので、この点については、今後も含めて十分に御検討いただく必要があるかなと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

小塚です。この問題について、少し理論的に考えてみるとどうなるのかな、ということを私は考えていたのですが、今回の報告書全体として、判決、裁判の結果というのは国民全体で共有していくべきものであると。そのことが司法に対する信頼を高めるとか、民主主義を強めて、日本の社会をより自由で民主的なものにしていくというところにつながっていくと、そういうことであると思いますし、確か、格調高く、その趣旨を書いていたというふうに思います。それで、そのようにいう時の国民で共有すべきものというのが、裁判の結果としての判決書であるのか、それとも、訴訟プロセスにおける様々な資料全てを含むのか、理屈の問題を言うと、そこを考える必要があるというふうに思っております。これについては、いろいろな考え方があり得るところで、アメリカなどは既に訴訟資料も含めて公開してしまっているわけで、そういう国では、訴訟資料ま

で共有の財産だというふうに考えているのかもしれませんが。ただ、日本の社会の中における日本の司法制度というものを考えた時に、そういう考え方が、今多くの方に共有されているとは言えないのではないかというのが私の判断です。そうすると、町村先生とも増田さんとも考えは違うかもしれませんが、「当面の間」というのは、私の考えでは、そのような何を国民全体で共有していくべきか、という考え方が、今後変わるまでの間は、判決書のみを公開するということになるのではないかというふうに考えております。

なお、将来のあり方として、例えばA Iを使った解析をするような研究者の研究目的に限って、あるいは事業者の開発目的に限って利用させるという考え方はあり得るであろうと思います。しかし、それはまたそれで、今ここで議論をしている判決のデータベース化ということとは別の次元の話というふうに考えているということです。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

この検討会では、元々判決書というものを対象にしてずっと議論が積み重なってきているので、訴訟資料を、それでは範囲に含められるかどうかについては、少し検討が少ないのではないかと思います。個人的には、訴訟資料の公開について海外の実例みたいなものを十分検討し、検討結果として、大半の先進国が訴訟資料を公開しているというような傾向があるのでしたら、もう一度踏み込んで議論していくきっかけはあり得ると思います。現時点で検討会の取りまとめとして書き込むには検討不足だと思いますので、「当面の間」という形でまとめられている事務局の御意見でまとめていただいて結構だと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは岩田委員お願いいたします。

岩田委員：

ありがとうございます。私も、結論的には含まないということに賛成です。民訴法の改正に関する中間試案の検討の際にも、経団連からは同じような意見をさせていただいており、営業秘密やプライバシー保護の観点から、やはりいろいろと弊害が大きくなるということで、利害関係のない第三者による裁判所外の端末からの訴訟資料の閲覧には反対ということで御意見させていただいておりまして、そのスタンスは基本的には変わらないと思っております。以上になります。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

私は手短に一言だけ意見を申し上げさせていただきます。結論的に、私も他の先生方と同様に、訴訟資料一般は対象としないという扱いでよろしいのではないかと考えております。将来的にどうなるのか、ということについて、若干何人かの先生方の意見のずれが

あるということが、先程来の御発言から伺われるところではあるのですが、私の意見は、小塚先生の御見解に一番近いのかもしれませんが。基本的に、将来どのような方針になるかは、将来の時点で考えるべきことで、今の段階からそれを議論してもあまり有益なことではないように思っております。結局のところは、裁判書それ自体の公開もそうですが、基本的にこういった公開やデータベース化が望ましいかどうかについては、情報の利活用の有用性と、それによって起こるプライバシーリスクの比較考量ということになるのだらうと思います。これは大雑把なざっくりした議論で大変恐縮ですけれども、基本的にこういった情報利活用の枠組みとしては、そういった比較考量の枠組みになるかと思います。

そうしますと、有用性がどれほど高いのかと同時に、プライバシー侵害のリスクがどれほど高いのか、ということを考える必要がありますので、その観点から判決書にあらわれている範囲であればプライバシーリスクはさほど大きくなく、もちろんリスクがないわけではないので、それは仮名化その他の方法で対応するわけですが、しかし基本的には、それほどプライバシーリスクが大きくなく、しかも利活用の有用性がかなり大きいという理由で、判決書の公開は正当化されうるのだと思います。それに対して、訴訟資料一般は判決書それ自体よりは公開に対する要請が強くないだらうという判断だらうと思いますので、balancingの状況が将来にわたって変化すれば、その時にまた考えるということではよいのではないかというのが私の意見でございます。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

先生方から概ねの御意見は出ておりますので、若干違った観点を1つ申し上げますと、当事者の主張書面、今でも勝手に公開している人はいるわけですが、これがデータベースに入って自由に使われるようになるということになると、インターネット上でも主張書面がいろいろと使われることになるわけでありまして。今、インターネット上にある法律的文章というものは、多くは裁判例であるか、法学論文は査読があるわけではないので、他の学問分野とは違いますが、何らかのチェックがある、一定の水準を超えた文章が多いわけでありまして。ところが、あらゆる主張書面、これは本人訴訟も含むわけですから、弁護士は本人を相手方にするとは見るわけですが、本人による手書きの書面まで、一生懸命OCRにかけて、テキストにして、インターネットにばらまかれて、それをChatGPTが学習して、法律について何か回答するということがおきます。これは望ましくなからうと思います。はっきり言って、主張書面は全て、当然、依頼者のために書かれるわけですから、こう言ったらあれですが、法学論文を書く時とは違うものを書いているわけです。そういうものが、なんでもインターネットに出て、学習に使われて、みんながそれを反復するということになる。そういう観点からもあまり望ましくないのではないかなというふうに思います。今、米村先生からありましたとおり、将来的にはいろいろな検討がある

とは思いますが、現時点では、そのような危険は、私はかなりあると思いますので、その点からも適切ではないというコメントを残したいと思います。ありがとうございます。

山本座長：

ありがとうございました。それでは鹿島委員お願いいたします。

鹿島委員：

ありがとうございます。司法書士の鹿島です。特に反対の意見というところではないのですけれども、民事訴訟法改正の中で、裁判所外端末からの訴訟記録の閲覧のところでも様々な懸念等があったところでありまして、今後、具体的な法律が規定されて、運用が始まるというところで、どういった問題が生じるのかとか、そういったところの観点というのものもあるのかなと思っております。また、海外法制などを参照すると、確かに、こういった記録を全て公開するというところの検討はあり得るのかなとも思うのですが、やはり、日本は判例主義を採用しているわけではないというところでもありますので、比較の対象についても、慎重に検討すべきところではあるのかなというふうに考えております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。多くの委員から御意見を頂戴することができました。私が何う限りでは、この論点1に掲載されている考え方、それ自体については御発言いただいた委員の皆さん、基本的に御賛同いただけたものと思います。そういう意味ではこの制度の発足時というか、最初の時点で訴訟資料を含めてデータベース化するということをはしないということが適切であろうということだと思います。この「当面の間」という文言の理解については御発言いただいた委員の間で若干のニュアンスの違いというものが見受けられたように思います。ただ、この「当面の間」というのはある種便利な法律用語ということで、現実には法律の中に「当面の間〇〇しない」と言っても50年も60年もそのままになっているものもありまして、これは将来必ずそうするという意味を含んでいるものではないというふうに理解できる場所ですし、逆に、しかし数年経てば状況が変わって違った結論に至るということもある、かなり広い幅を含んだ概念だろうと理解しております。そういう意味では、例えば増田委員の方からは、将来にわたってずっと対象にしないというのがより適切ではないかという御意見もございましたけれども、それも含めて「当面の間」ということなのだろうと、当然、これは非常に大きな問題で、何人かの委員の方からありましたように、法制審議会においてもかなり議論があった問題で、かなり大きな問題でありますので、当然ながらこれを変えるということになると、またこういうような会議等を設けてかなり幅広に議論をしていかなければいけない問題ですから、そういう意味ではまた将来この問題を検討することがもし適切だと考えられるような時期に来れば、また検討の場というものが恐らく設けられるだろう、そこでまたその時点でいろいろな御意見を言っていただくということが前提なのかなと思いますので、そういう意味ではこの論点1に示された基本的

な考え方というのは、委員皆様から御支持をいただけたと了解したいと思います。よろしゅうございましょうか、そのようなことで。

それでは、以上の御議論を踏まえて、次回、最終案といいますか、報告の最終バージョンに事務局の方で反映をいただければというふうに思います。

それでは、論点1につきましてはこの程度にさせていただきます、引き続きまして次の問題、論点2の方に進みたいと思いますが、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。スライド9を御覧ください。論点2は、情報管理機関の担い手を確保するための制度設計に関するものでして、本検討会ではこの点、明示的な論点としてはいないものの、各場面において情報管理機関に配慮された議論がなされてきたと理解しておりますが、情報管理機関の担い手の確保という観点から、さらに情報管理機関の役員等の法的責任のあり方や保険利用に関する意見が寄せられましたのでこの点についての御議論をお願いしたいというのが論点になります。

御意見の内容を紹介してまいります。スライド10を御覧ください。パブリックコメントで寄せられた御意見ではまず情報管理機関の担い手の確保という観点から、役員等が個人的な法的責任を負う要件について、民法上の特則として国家賠償法第1条と同趣旨の規定を設けるべきであるとしています。

意見の理由、このスライド10から引き続いてスライド11にかけて記載しておりますとおりで、スライド11の1段落目の中頃にありますとおり、情報管理機関の役員等の構成員に対して、個別狙い撃ち的な個人責任追及の損害賠償請求がなされることとなると、構成員となる者を確保できず、情報管理機関の組織を維持することも困難になるのではないかと懸念が意見の理由として述べられております。

スライド12を御覧ください。また、情報管理機関が第三者から損害賠償責任を求められた場合に破綻しないために、情報管理機関を担う団体やその役員について損害賠償責任保険を利用することを可能とする制度設計を行うべきであるとの意見も寄せられております。そして、民事裁判情報の提供料金の決定にあたって、責任賠償保険への加入費用等を積算根拠に含めていくべきである、含めることを認めるべきであるなどと述べられております。

スライド13を御覧ください。この意見の背景には、民事裁判情報の提供に関して、訴訟関係者等から情報管理機関の役職員に対する損害賠償請求が行われるおそれがあることによって、情報管理機関の担い手が確保できなくなるのではないかと懸念があると考えられるところです。こうした懸念を解消するという観点からは、民事裁判情報の仮名処理等が不十分であった場合に、情報管理機関の不法行為責任の免責等をする特則を設けるということが1つ考えられるところではありますが、この点については既に第9回の検討会において御議論いただいております、情報管理機関において所定の手順に沿った

仮名処理を行っているのであれば責任を問われる場面というのが想定し難いことから、あえて特則を設ける必要はないのではないか、といった御意見をいただき、免責を認める特則は不要であるという点について御意見の一致をみたところであります。また、御意見の中では、国家賠償法第1条第2項を参考に情報管理機関の役職員に対する求償権の行使を制限するような規律を設けることが提示されております。直接的には求償権の制限の規定になりますが、役職員の個人責任を免除していくということが必要ではないかという趣旨の御意見と考えられます。こうした規律を設けることは一面においては情報管理機関の役職員が萎縮せずに職務を行うことにつながるというメリットもあるかと思われませんが、第9回検討会で御議論されたように、そもそも情報管理機関が責任を問われるという場面自体が限定的であるとする、あえて役職員への求償を制限する規定を設ける必要もないのではないかと考えられるところです。第9回の検討会での御議論を前提としても、例えばおよそ所定の手順が遵守されていないような場合であれば、情報管理機関が責任を問われるという可能性もないとは言えないわけですが、こうした場面についてまで役職員に対する求償権を制限するとなると、今度はそうした仕組み自体の必要性や相当性にも疑問が生じ得るのではないかと考えられます。そうすると、情報管理機関の役職員に対する求償権を制限する規律を設けるということは適切ではないと考えられるところですが、この点について御議論をお願いしたいというのが論点2の1になります。

続いて、スライド14を御覧ください。その一方で、担い手となる民間事業者を確保できるような制度設計をする必要があるという点はパブリックコメントの意見で指摘されているとおりにかと思われます。そうすると、訴訟関係者等から情報管理機関の役職員に対する損害賠償請求の懸念があるとすれば、役員損害賠償責任保険その他の必要な保険を利用するということも考えられ、そのための手数料等の事業運営上のコストについて民事裁判情報の提供料金を定めるにあたって、考慮することができるようにすることも必要であると考えられます。この点について御意見を伺いたいというのが論点2の2になります。

スライド15ですが、こちらは参照条文として国家賠償法第1条を掲載するほか、使用者の被用者に対する求償権の行使が制限され得るとした最高裁の判例を掲載してございます。

スライド16を御覧ください。以上の論点2、小論点1、2を含めてまとめて掲載しております。論点2についても御議論をお願いいたします。

山本座長：

ありがとうございました。それではこの論点2情報管理機関の担い手を確保するための方策、細かくは2-1情報管理機関の役職員に対する求償権を制限する規律を設けることの是非、それから2-2必要な損害賠償責任保険を利用するための手数料等を提供料金の算定に当たって考慮することの是非、というふうに分かれますが、以下の議論におきましては特にこの2つを分けずにどちらからでも結構ですので、お気づきの点、御自由

に御質問、あるいは御意見頂戴できればというふうに思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。それでは板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

ありがとうございます。2－1につきましては、御意見としては分かるわけですが、国家賠償法のような規定を設ける理論的根拠も定かではなく、または本体というか、法人を訴える際に、取締役をずらっと並べるのは弁護士からすると、別にコストは変わりませんので、制限があろうがなかろうがやってしまうわけですから、あまり抑止力にはならないというのが正直なところだと思います。そうすると、2－2になりますが、役員賠償保険を適切に設定するということが重要になります。私も社外役員とかやったりしますが、当然役員賠償保険には入れてもらうわけですし、もう1つ、役員賠償保険のほかに、この事業自体が、リスクが高いことは、それはそのとおりですので、サイバーセキュリティ保険的なものも、きちんと運用上のコストに乗せられるべきだろうと思います。そのように、どのようなものがコストとして乗るべきか、というのは、この会議では、必ずしも網羅的には検討しておりませんので、手数料等の算定の際には、必要なものについては洗い出していただいて、ぜひその段階で検討すると。その際には、役員賠償保険及びサイバーセキュリティ保険は当然コストに乗るべきだろうと私は思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。異委員お願いいたします。

異委員：

異でございます。御意見の中で指摘されているような国家賠償法第1条の適用が情報管理機関にあるのかという点について、まず情報管理機関というものをどういうものとして制度設計するか、その点の問題は今後にまだ残っているのだと思いますけれども、いずれにせよ、この種の仕組みを作った時に、他のいろいろな仕組みとの平仄を考えますと、私は役員の責任を制限するのは必ずしも妥当ではないだろうと思っております。と申しますのも、例えば独立行政法人ですとか、特殊法人のような仕組みについては、ここ10年ぐらいの間に、理事が法人に対して、会社法で言えば第423条の任務懈怠責任のようなものを負うということを通じて、法人のガバナンスを確保するという方向性が定着してきております。役員の責任を制限するという形ではなくて、責任を負うことを前提としたガバナンスの仕組みを適切に機能させるという方が、現状の法制の全体的な方向に合っております。その際には、当然ですけれども、板倉委員御指摘の損害賠償責任保険等の仕組みも、全体的に踏まえて制度設計することが必要だろうと思っております。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

私も両先生と意見は同じです。まず求償権の制限については、求償権の制限を法律に定めることにどれほどの意味があるかということ、国家賠償法は政府からの公務員に対する

求償ですから、法律に書くことになると思いますが、情報管理機関は民間の法人なわけで、契約で制限してしまえば済むことであるわけで、恐らく意見の本旨もそこにあるのではなく、むしろ実体法上の責任の問題として、所定の手続に従った処理を行っている場合に、たまたま仮名化の漏れが生じたとしても、それは民事責任につながらないということをおっしゃりたいのだと思いますし、それはこの検討会では、少なくとも確認をしてきたところであると理解をしています。

他方で、役員責任賠償保険については、これは私が商法の研究者でありながら、今まで見落としてきたといいますか、発言しそびれてきたところで、私も深く反省しているところですけども、当然そういうことは認められるべきであり、しかし、法律上それを認めるとか認めないとか書くような話ではなく、料金の認可を監督官庁がすることになるとと思いますが、その際に、これは当然必要なコストであると認められるべきであることを、この検討会の審議の記録として残しておけばよろしいかと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。中原委員お願いいたします。

中原委員：

私も免責規定であるとか、求償制限の規定とかを設ける必要はないという考え方について異論はございません。情報管理機関自体の不法行為責任の問題と、情報管理機関の役職員に対する求償権の問題という2つの問題がありますが、前者について言うと、要は行為規範の問題というか、それを守っていれば責任を負わないし、守っていなければ責任を負うという話であって、情報管理機関に課せられる行為規範が適切に観念される限りでは、通常の過失責任の規律枠組みに、この文脈で変更を加える必要性、正当性は見出されない、ということではないかと思います。

後者の求償制限の問題について言いますと、事務局資料にあるとおり、求償制限の合理性自体が疑わしいと思われます。あえて付言するならば、この意見は、公務員に擬して、情報管理機関の役職員の対被害者免責、対外的免責の実現を真の狙いとしているものと思われますけれども、そのために求償制限の規定を設けるというのは、やや議論がずれていて、対内的免責の問題はそれ自体として論じるべきことが多くあるように感じられます。

対外的な免責の問題に限っても、公務員の個人責任の肯否自体が解釈問題である、法律に書かれているわけではないという中で、情報管理機関による事務処理を、公務の民間委託の状況に擬することができるかということも、制度設計次第でありえなくはないにせよ、解釈問題でありますので、今回の問題について、法律の明文で定めるところにまで踏み込むべきではないということを付け加えることができるかと思います。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、各委員から御意見をいただきました。基本的には、論点2-1については、この考え方、求

償権を制限する規律を設けることは適切でないということに御賛同いただきました。それぞれのお立場、実務家のお立場、あるいは行政法、商法、民法、それぞれ御専門のお立場からの御意見をいただけたかと思しますので、事務局の方も安心してこの結論を書けるのではないかと御議論をいただけたかと思します。

また、論点2-2の方は、これは損害賠償責任保険の利用、そのための手数料等をコストに乗せると、適切に考慮することができるようにするという点についても、御発言いただいた委員からは御賛同をいただけたということであったかと思します。もちろん、どの範囲に必要なコストと考えられるかというのは最終的な監督の際の判断ということになるかと思しますが、基本的な考え方として、検討会議において、この点、御賛同をいただいたということになるかと思します。

この論点2については、そのようなことでよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、今の御議論を踏まえて、最終的な取りまとめ報告書に記載をいただくということにしたいと思します。

それでは、事務局の用意した論点としては、最後第3の論点ということになりますが、この点につきまして、まず、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：

事務局の石田でございます。スライド17を御覧ください。論点3ですが、こちらは情報管理機関の不法行為責任等に関する論点でございます。特に、パブリックコメントでいただいた御意見に基づいて、情報管理機関が事後的な措置のために、民事裁判情報の提供を中止するなどの措置を講じた時に、利用者に対する責任を制限するといった方策の要否について御検討をお願いしたいという趣旨でございます。

いただいた御意見の内容を紹介してまいりますと、スライド18を御覧ください。パブリックコメントで、いわゆるプロバイダ責任制限法の第3条を参考として、1つ目として仮名処理が不十分だった場合の訴訟関係者等に対する責任を制限していく、それから、2つ目としては、事後的な措置のために民事裁判情報の提供を中止する場合の利用者に対する責任を制限していく、これらそれぞれの責任を制限するなどの方策を検討してはどうかという御意見がありました。

スライド19を御覧ください。このうちの前段部分、つまり訴訟関係者等との関係で情報管理機関が利用者に提供した民事裁判情報に係る仮名処理が不十分であった場合の不法行為責任について免責等の特則が必要かという点については先ほども述べましたが、第9回の検討会で既に御議論がなされており、その際にはプロバイダ責任制限法も参照した上で御検討がなされたかと思します。その御議論の中では多種多様かつ膨大な情報を扱う特定電気通信役務提供者と民事裁判情報という特定の種類の限られた情報を扱う情報管理機関と同列、同様に扱うことはできないように思われるという御意見がありまして、免責を認める特則は不要ではないかという点で意見の一致がみられたということ

は先ほど申し上げたとおりです。次に、利用者との関係で民事裁判情報の提供を停止した場合の免責について定めを置く必要性についてという点ですが、そもそも情報管理機関が利用者に対して民事裁判情報を提供する際には提供契約、契約を締結した上で、その契約に基づいて行うということになりますので、この意見が指摘するような、やむを得ない事由、事情による情報提供の停止については、情報管理機関が債務不履行責任を負うことのないように契約内容自体に定めておくということが想定されます。その場合に、こうした契約内容の合理性ということが一応問題になり得るものの、そもそもその提供契約自体がこの制度の枠組みを前提として締結されるものであって、制度上情報管理機関が事後的に追加の仮名処理を行う必要があるという、そういう場面が予定されている以上、そうした一定の処理を行う間に民事裁判情報の提供を停止するというのはやむを得ないものと考えられます。そうするとそうした場合に、情報管理機関が債務不履行責任を負わないように契約上を定めておくということには合理性があると評価されるのではないかと考えられます。そうであれば、情報管理機関が所要の必要性に基づいて利用者に対する民事裁判情報の提供を停止したという場合について、法律上免責をするといった規定を設ける必要はないと考えられるところですが、この点について皆様に御議論をお願いしたいというのが論点3になります。

スライドを20から21にかけまして、プロバイダ責任制限法第3条の規定を参照条文として掲載しております。

また、スライド22では、プロバイダ責任制限法の逐条解説の抜粋を掲載しております。御議論の参考としていただきたいという趣旨でございます。

スライド23、論点3を再掲しております。

山本座長：

ありがとうございました。それでは、論点3情報管理機関の責任に関する免責規定の要否について、特に利用者との関係における免責規定の要否というものが新たに今回提起された論点かと思われますけれども、この点につきましてこれもどなたからでも結構ですので、御質問、御意見等、御自由にお出しいただければと思います。板倉委員お願いいたします。

板倉委員：

そもそも、プロバイダ責任制限法の場面とは違いまして、プロバイダ責任制限法は、何の免責をしているかといいますと、表現行為をした人の発言を消してしまった場合に、その表現行為をしていた人からの請求について免責するという規定ですから、本件について考えると、墨塗りされてしまった人からの請求というものがパラレルであって、利用者は関係ないわけですね。墨塗りされてしまった人は、墨塗りされて嫌だったらどうしたら良いかという、別に自分で勝手に判決をばらまけば良いわけですから、それも別に気にしないで良いわけです。という意味で、まずプロバイダ責任制限法を出してくるのが筋違いというのが1つ。

もう1つは、既に原案にあるように、免責規定は規約に入れば良いわけで、しかも基本的には、利用者は消費者ではないわけですから、そこは民法しか適用されないので、町村先生に怒られるかもしれないですけど、完全免責を入れていたって別に良いわけです。損害賠償をやっても0円です、と入れても良いわけですから、通常約款でやっているような免責の実務を採用していただければ問題はなく、2つの意味で、原案でよろしいと思います。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

板倉先生と同じ意見ですけれども、賛成する人がいないと、これが少数意見だと思われるかもしれませんが、一応発言をしておきます。基本的に、プロバイダと情報管理機関は位置づけが全く違いまして、プロバイダは、基本的に情報を通す土管といいますか、通り道にすぎないという前提で、こういう免責規定がある。それですら、最近は大きなプラットフォームについては、むしろコンテンツモデレーションというようなことを言われているわけですが、むしろ情報管理機関は、コンテンツの提供者であるわけで、ここを土管として扱うとなると、むしろ民事判決を提供する主体は裁判所であるというようなことになって、それは我々が今まで議論してきた立て付けと全く違うものになってしまうと思います。ですから、そういうことにはならないであろうと思います。

板倉先生の御発言に1点異論を唱えておくと、異論というか、追加をしておくと、墨塗りされて嫌な方は、別に自分で墨塗りされない判決を公表してもよろしいのですが、例の事後救済措置を使って、この固有名詞を墨塗りすべきではないという開示請求もできるはずですので、その点を付言しておきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。小町谷委員お願いいたします。

小町谷委員：

私は、このまとめの仕方で全く構わないと思っています。利用者と情報管理機関との間は契約であり、契約は、規約を作ることになるのだと思いますが、規約でいろいろとコントロールすれば済み、特に問題はないと思います。

先ほど板倉先生から、多分、損害賠償の上限の問題として御指摘があったのかなと思うので、各種のクラウドサービスでは損害賠償責任については、基本的には、利用料の12か月の上限を課していると思います。そのように書くかどうかは別として、この論点に関することで言えば、損害賠償についても、もちろん①の点は考えられますし、いろいろな工夫が規約の中でできるのではないかと思います。以上でございます。

山本座長：

ありがとうございました。中原委員、お願いいたします。

中原委員：

私も論点3の①についてでありますけれども、仮名処理が不十分であった場合の情報管理機関の責任について、スライド19ページに書かれていることに特に異論はありません。1点付言すると、恐らく、このパブリックコメントの意見の問題意識は、次のような点にあると思われます。つまり、一定のルールに基づいて機械的に仮名処理を行う、行わざるを得ない。しかし、それが完璧でない、特に仮名化の漏れというものが発生するという危険が常に、不可避免的に存在する。そうであるにもかかわらず、仮名化の漏れがポツポツと個別的に生じたからといって、情報管理機関が責任を負うというのは、情報管理機関に無理を強いるものであって、適切ではない。そういう問題意識なのではないかと思います。ただ、前提として確認すべきは、仮名化処理の方針や具体的な方法の決定、さらにはそれを実行するための体制構築といった事柄、これらはあくまで情報管理機関が自らの責任で行うことであって、それらが十分かということをも考慮要素としつつ、認可がされるという仕組みであると認識しています。情報管理機関は、そういった仮名化に関するシステムの構築についても責任を負っている。ただ、それは決して無過失責任だとか、結果責任だとかいうことではなくて、損害賠償責任が問われる際には、通常の過失責任によって、責任の肯否が判断される。そして、過失の有無の判断に当たっては、技術的な実現可能性などの様々な要素が考慮されるのであって、一切仮名化の漏れが生じないようにすることまで求められるわけではない。その意味では、スライド18ページで、この意見が、1項柱書きにおいて示している、より適切な仮名化処理を行うことが技術的に可能か否か、ということがまさに考慮されるわけでありまして、単に技術面だけでなく、費用面等の諸々の事情も考慮されると思われますので、この意見が説くような不法行為責任の特則が定められなかったからといって、情報管理機関に過酷な判断が下されるわけではなくて、不法行為の一般法の枠内で、適正な判断が実現されることになると思います。情報管理機関になろうとする人への安心材料として述べておくべき重要なポイントかと思ひまして、発言した次第です。以上です。

山本座長：

ありがとうございます。板倉委員どうぞ。

板倉委員：

追加で申し訳ありません。先ほど小町谷先生がおっしゃったことで、思いついたというか、思い出したことですが、一種のIT調達みたいになりますので、誰にやっていただくかという選定の際に、サービスレベルアグリーメント（SLA）に関する政府の資料があると思いますので、要するに、どれぐらい稼働率を確保しなければいけないのかという点については、検討していただいて選定していただくということが必要だろうとは思ひます。まさにクラウドサービスをお願いするということですので、その際に、利用者に対する損害賠償についても、どういうふうに定めるのかというのは、もしかしたら定めておいた方が良いのかもしれませんが。先ほど私は情報管理機関の立場で言いましたので、0円で良いではないかと言ひましたが、今は調達というか、お願いする方の法務省の立場ですと、

そういう観点になると思いますので、SLAを加味した選定になろうというふうに思います。これもまた運用レベルの話ですが、覚えておくの良いのかなと思いました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではいただいた御意見、この論点3に上がっている①については既に御議論をいただいていた点でありますけれども、中原委員の方から駄目押しといいますか、さらに追加的にこの点をサポートする理論的な観点からの御意見を頂戴できたというふうに思いますし、②の今回の新たな論点につきましては各委員から、ここで比較対象として挙げられているプロバイダ責任制限法などとは、趣旨といいますか、前提が違う場面ではないかという御指摘があり、またその免責等についてはその規約等によって対応が可能な問題であり、あえて法律に何らかの規定を設ける必要はないのではないかという御意見、基本的には事務局の作成した資料に沿った形で御意見を頂戴できたというふうに思いますので、特段御異論がなければ、そういう形で最後の報告書についてまとめていただきたいというふうにと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、事務局の方でパブリックコメントを踏まえて用意した論点については以上のとおりということになりますけれども、この際何かパブリックコメントの他の挙がっている点についてでも結構ですし、あるいはそれ以外でも結構ですが、何か御発言があればこの際ですのでお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。町村委員お願いします。

町村委員：

パブリックコメントを眺めていてちょっと気がついたというか、思い立ったのですが、やっぱり提供形態とか、消去するということとか、その辺りについては、情報管理機関が適切に決めることになっていますよね。しかし、それで良いのかなというのが、ちょっと疑問が消えないわけです。例えば、データの提供形態は、大体イメージしているのは、データベース会社などが定期的に全てのデータを提供してもらって、仮名化が済んだものから提供してもらって、それでそれを2次的にリセールするというようなことが想定されていると思うのですが、その定期的のスパンというものをどう設計するか、ということは問題になります。可能な限り早く提供されることが望ましいわけですが、しかし、そういうふうには書いていないので、そうすると、例えば、年に1回、これまでのデータを仮名化したものを提供するか、そういうような形態にするという可能性もないわけではないわけです。それはしかし、制度の趣旨に合わないように思います。月単位でとか、週単位で、と考えると短いような感じがしますが、年間30万件だと考えると、月単位の提供件数は2万件から3万件という単位ですよね。週単位でも5000件から1万件ぐらいではないですか。だから、それぐらいのスパンで仮名化できたものを提供するというような契約が望ましいのだろうと思うのです。そういうところは全く、情報

管理機関の自主的な決定に委ねて良いのかどうか、特に1つのところしか機関にならないということが暗黙の前提だとすると、その全ての決定を委ねて良いのかというのは、ちょっと不安なところがあります。

それから、一部のデータ提供も可能にすべきだというような御意見があつて、しかし1件1件のデータを提供するのはコストがかかりすぎると、こういう話でした。しかし、例えば、一部の範囲に限っての提供というものは、結局、それを取り出すために、あらかじめタグを付けておくなり、なんなりしないと現実的ではないですよ。行政事件となれば、事件番号で区別してということができようとは思いますが、国賠と言ったら事件番号では区別できないので、そうすると国賠というものをセットで、ということをするためには国賠というタグを付けなければいけないわけです。そういうようなことも全く情報管理機関の自由裁量なのかというところが不安ではあります。

それから、提供サービス開始後、最初に契約をした利用者は、全てのデータを手に入れることができますけど、例えば、1年後とか、2年後に、新たに判例情報提供サービスをやろうという人が出てきた時に、過去のデータも情報管理機関から、基幹データベースから、もらえるということを保障しておかないと、新規参入ができなくなってしまうですよ。これは判例データベース会社だけではなくて、判例データベースを使ってスタートアップ企業的にリーガルテックを鍛えましょうという、そういうようなところもあり得るとすると、数年後とか10年後とかに、制度が始まった時からのデータが欲しいという、こういうようなこともあり得るはずです。そういう新規参入の機会を保障するとなると、取りまとめ案で、原則基幹データベースの役割が十分発揮されるような保管期間を検討することが望まれるという書きぶりですけど、それで良いのかと。やっぱり可能な限りずっと持っていることが原則ではないかなというふうに思うわけですね。

という、大きく分けて2点、データの提供形態について、もう少し考える必要があるのではないかと。仮名処理後のデータを捨てることを前提にして考えるというのではなくて、やっぱり保管することを前提に考える必要があるのではないかと、このように考えた次第です。私の意見は以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは小塚委員お願いいたします。

小塚委員：

ありがとうございます。発言したいことがあるのですが、町村先生が大事なことをおっしゃったので、どちらも大事な点だと思いますし、おっしゃった第2の点は、私は以前にこの検討会で、そもそも国民の共有財産であるべき基幹データベースはどこにあるのですか、という問題を提起したはずで、これは非常に重要な問題だと思っています。商業データベース会社が、実質的には、利用者に対して対面する当事者になるとしても、商業データベース会社は率直に申し上げて寡占市場になっています。それで、法律家の伝統的な考え方、つまり例えば、判例を検索して、判例評釈を書くというようなことを考えた場合

に、全く問題がないように思っているのですが、例えば、リーガルテックを考えた時には、法律データベース会社が数社しかない、その数社それぞれと提携した数社以上にリーガルテック事業者が出てこないというようなことでは、この産業の将来としてはあまり健全ではないように思われますので、その辺りは課題が大きいということは指摘しておきたいと思います。だから報告書を変えよということではありません。

私が発言したかったことですが、これもリーガルテック的な使い方を踏まえてということですが、パブリックコメントの通し番号でいうと15番のところで、どうも突き合わせますと、法務研究財団の御意見のようですが、データ提供形態について、できればテキストデータという形で提供することを考えていただきたいということです。これは、私も前にも申し上げたかもしれませんが、やはりデータを処理できるということが前提なのでして、技術の方にお聞きすると、一番、後処理しやすいのはテキスト。それを自分たちがいろいろな形に加工していくのだということです。サービス提供開始時にはそうならないであろうということは私も理解していないではなく、また、いろいろな意味でPDFというものが文系、社会科学系の人間には使いやすそうに見えるということも分かっているのではないのですが、これは当面の間などと言わず、適宜見直し改善等ができるようにしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。それでは米村委員お願いいたします。

米村委員：

私から1点だけ申し上げたいと思います。今回のパブリックコメントに対する対応としては本日御提案いただいた内容で全く異論のないところですが、今回パブリックコメントとして寄せられた意見は、かなり限定的だという印象を私自身は受けました。要するに、件数が少なく、しかも意見を出しておられる方が、正直に言うと、割と従来からこの問題について関心を寄せ、検討に加わってくださっていた方々に限られているという印象を受けております。したがって、国民の幅広い方々に、今回のデータベース化の問題が投げかけられて意見を出してもらったというには程遠い状況になっているのではないかと感じます。これはこれとしても、行政手続としてはパブコメをやったということになりますので、先に進むということでも問題ないと思いますけれども、今後いろいろな段階で、今までは民事判決のデータベース化の問題についてよく知らなかった、あるいは十分に考えていなかったという人々が、いろいろな意見をお出しになるということもありえますし、場合によっては、そういうことが制度化に当たって大きな障害になるということもあり得ないではないと思いますので、引き続き法務省の方から、国民各所に対して、周知広報を行っていただくと同時に、きちんとした制度理解が広まるような工夫をしていただく、具体的には、例えば、大学や日弁連その他の団体を通じてこういった問題についてのシンポジウムのようなものを開催していただくとか、そういうことで、いろいろな形で、国民の理解が深まるような工夫をしていただくようお願いしたいと

いうことでございます。パブコメの取りまとめに当たって、最後に一言申し上げさせていただきました。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。今いただいた御意見につきまして事務局の方から何かコメント等がありますか。

事務局：

事務局石田でございます。御意見いただきありがとうございます。いずれも重要な御指摘いただいたと認識しております。今後、制度化、あるいは制度周知に当たって、十分検討し、留意してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

山本座長：

ありがとうございました。とりわけ、米村委員から最後に御指摘をいただいた点は、私も同感で、もう少し意見が多いのかなというふうに思っていたところです。一般の方、あるいは企業等を含めて、思っていたよりは、率直に言って御意見いただいたのは少なかったというところかと思いますが、これが、皆さん意見がない、この報告書について基本的に全くそのとおりに思っておられるかという、やはりそうではないところはもちろんあるのだらうというふうには思います。今後、恐らくこの問題について、法務省として法律案を作成され、国民を代表する国会の場で御議論いただくという意味で、ある意味で、皆さんの御意見というものがそこに反映されていくということであろうと思いますが、それに加えて、米村委員からも御指摘があったように、今後、なかなか、この裁判の問題というのは、私もずっと裁判とかをやっている人間ですので、一般の方から見るとかなり遠い世界の話で、こういう法制審とかでも、パブコメをやってもなかなか意見が出てこないということを経験してきていますので、そういう意味では仕方がないところもあるとは思いますが、とはいえやはりできるだけの方法で広報をしていただいて国民的な議論といいますか、皆様からいろいろな御意見が出てくるような環境を整えていただきたいということは私からも希望したいというふうに思います。他にはいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

板倉委員：

板倉です。今の周知のところですが、日弁連とか単位会にも周知していただくのは、もちろんユーザーですので良いのかなと思いますが、学会ですと、どの辺りの学会の先生方がよいのかなと私もよく分からないのですが、法社会学会とか民事訴訟法学会辺りですか。この辺りには、もしかしたら会員には知らせていただいてもよいのかなとは思いますが。米村先生がおっしゃるとおり、全国民に関わる話ではありますが、割とプロと言ったらあれですけど、詳しい人しか出していないというのはそのとおりのかなと思いますので。

山本座長：

ありがとうございます。確かに学会というか、学会を構成する大学の先生方からの御意見というのも、やっぱり法制審とかのパブコメなどに比べても、やや少ない、私は民事訴

訟法学会の理事長を務めている人間ですけれども、その立場から、ややという感じはいたしますけれども、当然研究者にとっては、研究の材料という意味で、本来関心を持つべき事柄だろうと思いますけれども、やはりその点、やや周知不足であるということは確かだと思いますので、米村委員が言われたように、シンポジウムとか、あるいは雑誌で何かいろいろな座談会とか広報とかということをして今後、図っていくということは必要かなと思います。他にいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか、今日のところは。ありがとうございました。それでは、本日の議論はこの程度とさせていただきます、事務局から今後の日程等についての説明をお願いいたします。

事務局：

事務局石田でございます。次回の会議の予定につきましては、会議用資料として配付させていただきました資料記載のとおりとなります。本日御議論いただきましたところを踏まえて、事務局において報告書素案への加筆を行うとともに、パブリックコメントにおいていただいた御意見に対する考え方の検討を進めてまいります。その結果について次回の会議において御議論いただければと思います。以上です。

山本座長：

ありがとうございました。ということですので、次回の会議までの間にパブリックコメントに寄せられた御意見についての考え方、個別の点についての考え方やあるいは報告書案への加筆等につきまして、本日いくつかその点についての御意見を頂戴できたというふうに思いますけれども、御意見等がおありでしたら、会議の間でも結構ですので適宜の方法で事務局に御連絡をいただければ次回の議論がスムーズになるかと思っておりますのでどうかよろしくをお願いいたします。それでは本日の会議はこれにて終了したいと思います。本日も長時間にわたりまして大変熱心に御議論をいただき誠にありがとうございました。次回もどうかよろしくをお願いいたします。どうもお疲れ様でした。